

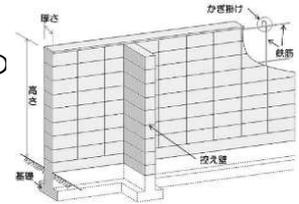
一関市ブロック塀等安全確保事業について

【目的】 地震等の発生時に倒壊し、通行を妨げ、又は人に危害を及ぼすおそれのある市内のブロック塀等を除却することにより、安全の確保を図るため。

1. 対象ブロック塀

※市内に存するブロック塀等で、次のいずれも該当するもの

- ① 道路等（一関市地域防災計画で指定している緊急輸送道路及び避難路並びに通学路（学校等から半径500m以内の道路）のうち、道路法に規定する道路）に面しているもの
 - ② 耐震診断を実施した結果、倒壊の危険があると判断されたもの
 - ③ 過去にこの補助金の交付を受けたブロック塀等と同一敷地でないもの
 - ④ 道路等からの高さが1.2m以上のもの（擁壁は含まない）
- ※ 道路等に面しない塀、門扉、門柱、フェンス、擁壁などは対象外



2. 対象者

※いずれも該当すること

- ① 対象ブロック塀が存する土地を所有している者又は管理している者で、対象ブロック塀等の除却工事を行う者
- ② 市税を滞納していない者

3. 対象経費

対象ブロック塀等の除却工事に要する費用（設計費及び工事監理費を含む）とする。
ただし、対象ブロック塀等の長さ1m当たり8万円を乗じて得た額を限度とする。

4. 交付額

「3. 対象経費」に掲げる補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満の端数は切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

5. 募集件数

10件（募集件数に達した時点または毎年度12月末時点で募集締め切り）

6. その他

- ① 現地での耐震診断の結果により、当該事業の対象にならない場合があります。
本申請の前に、必ず事前相談（事前相談申込書の提出）をお願いいたします。
- ② 補助金の交付決定を受ける前に工事に着手（契約含む）した場合は、申請の受付はできません。

【お問い合わせ】 一関市建設部 都市整備課 建築指導係

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

☎0191-21-8543（係直通）